

令和8年7月21日開会
令和8年7月21日閉会

第811回湯川村農業委員会
初 総 会 会 議 録

湯川村農業委員会

第 8 1 1 回湯川村農業委員会会議録

第 8 1 1 回湯川村農業委員会初総会を令和 8 年 7 月 2 1 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 応招した委員

真 壁 澄 男	大 場 浩 平
大 竹 幸	兼 子 房 男
高 木 伸 也	小 沼 幸 子
山 口 栄 子	中 島 和 裕

2. 不応招委員 なし

3. 出席委員は応招委員と同じである。

4. 欠席委員は不応招委員と同じである。

5. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 大場 祐一 事務局職員 永島 真弓

6. 会議の概要

事務局長 本日は、お忙しい中湯川村農業委員会改選後初めての総会にご出席をいただきましてありがとうございます。辞令の方も交付されたということで、よろしくお願いいたします。臨時議長が選出されるまでの間、本日の総会を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は委員全員であります。本日の会議は成立しておりますので、ただいまより第 8 1 1 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づきまして、村長が招集しております。

それでは、開会にあたりまして、湯川村長佐野盛至よりご挨拶を申し上げます。

村長挨拶 [挨拶]

事務局長 ありがとうございました。湯川村長におかれましては次の公務がございますので、大変恐縮ではありますが退席をさせていただきます。

事務局長 それでは初めての総会ですので大変恐縮ではございますが、各委員さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

 なお、あらかじめご了承いただきたい事項がございます。まず議席につきましては、事務局の方で仮議席を指定させていただいております。後ほど、

湯川村農業委員会会議規則第7条の規定により「くじ」をもって議席が決定されますが、決定されますまでの間は、仮議席としてお座りいただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、仮議席番号1番真壁澄男委員より順に自己紹介をお願いいたします。

〈自己紹介順〉

1 番真壁澄男委員 2 番大場浩平委員 3 番大竹 幸委員
4 番兼子房男委員 5 番高木伸也委員 6 番小沼幸子委員
7 番山口栄子委員 8 番中島和裕委員

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会事務局の自己紹介させていただきたいと思います。

〈自己紹介順〉

1 事務局長 大場 祐一 2 永島 真弓

以上で、事務局の紹介を終わらせていただきますが、今後とも3年間よろしくをお願いいたします。

事務局長

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程第1、「臨時議長の選出について」でございます。

湯川村農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり 議事を進行することになってございますが、農業委員会改選後、初めての総会でございますので、会長がまだ選任されておりません。会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用させていただきますと、年長者が臨時議長の職務を行うことになっております。出席委員中、仮議席番号7番山口栄子委員が年長者となりますので山口栄子委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

事務局長

ご承認いただきありがとうございます。

事務局長

それでは山口栄子委員、議長席をお願いいたします。

臨時議長

ただいまご指名をいただきました山口栄子でございます。会長が選出するまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第2「湯川村農業委員会長の互選について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

「湯川村農業委員会長の互選について」を説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条の規定により、「農業委員会に会長を置くこととなっており、会長は委員が互選した者をもってあてる」と定められております。

会長の互選の方法であります。互選とは相互に選挙することでありまして、ここでいう選挙とは、候補者を限定せず農業委員 8 名全員が候補者となり、最も得票数の多い方を会長として決定するものであります。選挙によって行うことが原則ですが、地方自治法第 118 条の第 2 項及び第 3 項の規定により、指名推選の方法によることは差し支えないこととあります。ただし、指名推選の場合は、委員全員の同意が必要となります。また、2 名以上の方が推選された場合には、指名推選の方法によらず選挙により決定することになります。説明は以上でございます。

臨時議長 ただいまの事務局説明のとおり、会長は委員の互選によることと定められております。また互選の方法については、選挙によって決定する方法、指名推選によって決定する方法、いずれの方法にしたらいかがお諮りいたします。

小沼委員 はい、議長。

臨時議長 はい、6 番小沼幸子委員。

小沼委員 選挙でお願いいたします。

臨時議長 ただいま 6 番小沼委員から選挙の方法との発言がありましたが、他にご意見はありませんか。

(意見なしの声)

臨時議長 準備のため暫時休議いたします。

(暫時休議)

臨時議長 会議を再開いたします。選挙の方法について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 投票にあたっては所定の投票用紙に選挙しようとする者の 1 名の氏名を記載していただきます。先ほどもご説明したとおり、候補者は委員全員となります。この後、投票用紙を交付いたしますので、仮議席番号順に記載台で記入の上、投票箱に投入してください。投票の間、議場を閉鎖しますので、入退室はできません。開票は事務局職員が行いますが、開票の点検のため、開票立会人として委員 2 名を臨時議長が指名いたします。開票終了後、選挙の結果を臨時議長が報告し、最多得票数の方が会長となります。得票数が同数の場合はくじにより決定いたします。くじを引く順番については仮議席番号の早い委員から引いていただくこととなります。説明は以上です。

臨時議長 選挙の方法について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 ご異議なしと認めます。それでは投票でございますので、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

臨時議長 開票立会人を指名させていただきます。2番大場浩平委員、5番高木伸也委員にお願いいたします。それでは投票用紙の配付と投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱の確認)

臨時議長 それでは投票用紙を配付いたします。

(順に投票を終える)

臨時議長 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

臨時議長 投票漏れはなしと認めます。投票箱を閉鎖いたします。ここで議場の閉鎖を解きます。これより開票します。開票人は開票・点検の立ち会いをお願いいたします。

(投票箱閉鎖・議場閉鎖解除・開票)

臨時議長 それでは開票結果について報告いたします。

投票総数8票、うち有効投票数8票、無効票・白票0票であります。

投票の結果は、仮議席番号4番 兼子房男委員6票、仮議席番号6番 小沼幸子委員2票、以上により会長は兼子房男委員に決定いたしました。

臨時議長 会長が決まりましたので、これをもって私の職務は終了いたしました。それでは会長と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局長 それでは新会長より就任の挨拶を申し上げます。

(新会長議長席へ)

兼子会長 皆様、ただいまは改選によりまして、第24代湯川村農業委員会の会長に選出いただきまして、どうもありがとうございました。私は最初の農業委員会との関わりは前々会長の鈴木光雄さんと坂下厚生病院の待合室で一緒になったのが始まりでございます。その時に「兼子君、今何やってんだ」という話で声を掛けられました。私はその時、父親を連れて病院で診察を受けていたもんですから、その送り迎えをしていた時に鈴木会長から「家にいるんだと今度農業委員の改選があるから出てみないか」ということでその誘いを受けて、推進委員から始めたのが湯川村農業委員会との関係の始まりでございます。それから推進委員1期と農業委員2期お世話になりまして、今回3期目でございます。自分で約3町の田んぼを耕作しながら農業をやっているわけですが、年齢も年齢でございますし、仲間内で話をしている分には我々はこの年齢になると「機械が先か、人間が先かどっちかだな」と話をしながらやっているわけですが、今それでも湯川村の農業が一步前進するためにこれから3年間皆様方とともに頑張っていきたいと思いますので、どうかご指導とご協力の程、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程第3、「湯川村農業委員会長職務代理者の互選について」を
 事務局 議題といたします。事務局の説明を求めます。
 議案書4ページをお開きください。
 日程第3 会長職務代理者の互選についてご説明いたします。
 会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠
 けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」
 と規定してございます。
 互選の方法につきましては、会長の互選の際に申し上げました方法と同様
 でありまして、選挙によって行うことが原則とされておりますが、地方自
 治法第118条の第2項及び第3項の規定により、指名推選の方法によるこ
 とは差し支えないこととあります。ただし、指名推選の場合は委員全員の
 同意が必要となりますので、2名以上の方が推選された場合には、選挙に
 より決定することになります。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明のとおり、職務代理者の互選の方法についてですが、
 選挙によって決定する方法、指名推選によって決定する方法、いずれの方
 法にしたらよいかお諮りいたします。

中島委員 はい、議長。

議 長 はい、8番中島和裕委員。

中島委員 指名推選でお願いいたします。

議 長 ただいま8番中島委員から指名推選の方法との発言がありましたが、他に
 ご意見はありませんか。

議 長 他に意見がないようですので、指名推選の方法でご意義ありませんか。
 （異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって職務代理者の互選については、指名推選の方
 法によることに決定いたしました。

議 長 それでは、職務代理者に選出したい方を推選願います。

中島委員 はい、議長。

議 長 はい、8番中島和裕委員。

中島委員 1番の真壁澄男さんでお願いいたします。

議 長 ただいま中島委員から、1番真壁澄男委員を推選する旨の発言がありまし
 たが、真壁澄男委員は職務代理者候補者として承諾をいただけますか。

真壁委員 はい、承諾いたします。

議 長 他に職務代理者に推選したい方はいらっしゃいませんか。
 自己推選の方は、いらっしゃいませんか。

議 長 他に職務代理者に推選する方、自己推選の方がいらっしゃらないようです。

議 長 他に職務代理者候補者がいらっしゃらないようですので、真壁澄男委員を
 職務代理者に決定することにご異議ございませんか。
 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。真壁澄男委員を職務代理者に決定することに同意する委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって真壁澄男委員を職務代理者にすることに決定いたしました。

議 長 これより新職務代理者に決定しました真壁澄男委員より就任の挨拶をお願いいたします。

真壁委員 ただいま会長職務代理者に選出された真壁です。思いがけず大事な役に選出されて、これから皆さんと農業発展のため頑張っていきたいと思います。皆さんよろしくをお願いいたします。

議 長 日程第4、「委員議席の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書5ページをお開きください。
湯川村農業委員会会議規則第7条により議席は「くじ」で定めることとなっております。なお、くじを引く順序については、仮議席の順序でお願いしたいと思います。なお、慣例によりますと、1番議席は会長、2番議席は職務代理者としておりましたので、1番2番の議席番号を除き、仮議席の順にくじを引き、議席を決定したいと思います。また、慣例により定例総会が円滑に行えるように3番議席の方には、会期についての発言を担当していただいておりますのであらかじめご了承くださいと思います。以上です。

議 長 事務局より説明がありましたがご了承をお願いいたします。くじについて、事務局が各委員席を廻りますので、その場で「くじ」を引いてください。

(各委員がくじを引き、事務局記入)

議 長 事務局より、議席について報告していただきます。

事 務 局 議席について報告いたします。

1番 兼 子 房 男 委員	2番 真 壁 澄 男 委員
3番 高 木 伸 也 委員	4番 大 竹 幸 委員
5番 山 口 栄 子 委員	6番 小 沼 幸 子 委員
7番 中 島 和 裕 委員	8番 大 場 浩 平 委員

議 長 ただいまの報告のとおり、議席を決定いたします。それでは、それぞれ決定された議席番号の席へ席替えをお願いします。

【委員自席へ移動】

議 長 それでは、日程第5、「会期の決定について」をお諮りいたします。

3番委員 本日1日限りにしたいと思います。

議 長 ただいま3番高木委員から本日1日限りとする提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第6、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任の声あり)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に2番真壁澄男委員、3番高木伸也委員の両名にお願いします。

議長 日程第7、議案第19号「湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。

今回の案件につきましては、人事案件でございます。

平成28年4月1日に、改正農業委員会法が施行され農地利用最適化推進委員が新設されました。農地利用最適化推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進のため現場の活動を担う委員でございます。

湯川村の農地利用最適化推進委員の条例定数は7名でございます。議案書7ページに推進委員候補者名簿を載せてございます。名簿に記載された7名の方を湯川村農地利用最適化推進委員に委嘱いたしたく、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会の承認を求めるものでございます。どうぞ、農業委員皆様方のご理解を賜りたくご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 これより、農業委員会等に関する法律第17条の規定による湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱について審議いたします。人事案件についてご意見ございませんか。

議長 なければ、これより議案第19号、湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます、これより議案第19号、湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱についてを採決いたします。

議長 議案第19号、湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱についてを原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題は以上で終わりましたので、第811回湯川村農業委員会初総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

なお、湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱状交付並びに湯川村農業委員会全員協議会を午後1時30分から開催いたしますので時間までにお集まりくださるようよろしくお願いいたします。

7. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第19号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和8年7月21日午前11時10分閉会を宣言した。
(湯川村農地利用最適化推進委員の委嘱状交付並びに湯川村農業委員会全員
協議会を午後1時30分から開催)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年8月21日

湯川村農業委員会

会 長

2 番委員

3 番委員